

# インフルエンザによる出席停止期間について

インフルエンザの出席停止期間は

**「発症した後5日を経過」かつ「解熱した後2日を経過」の両方を満たす期間です。**

平成24年度より出席停止基準が変更されました。学校保健安全法第19条に基づき、この期間は登校できません。自己判断で登校した場合、学校での感染、流行が懸念されますので、必ず医師の判断、指示に従って下さい。

## インフルエンザの出席停止期間早見表

| 日付 |      |      |      |      |        |        |        |      |     |
|----|------|------|------|------|--------|--------|--------|------|-----|
|    | 発症日  | 発症後  |      |      |        |        |        |      |     |
|    | 0日目  | 1日目  | 2日目  | 3日目  | 4日目    | 5日目    | 6日目    | 7日目  | 8日目 |
| 例1 | 発熱   | 発熱   | 発熱   | 発熱   | 解熱後1日目 | 解熱後2日目 |        |      |     |
|    | 出席停止 | 出席停止 | 出席停止 | 出席停止 | 出席停止   | 出席停止   | 登校可能   |      |     |
| 例2 | 発熱   | 発熱   | 発熱   | 発熱   | 発熱     | 解熱後1日目 | 解熱後2日目 |      |     |
|    | 出席停止 | 出席停止 | 出席停止 | 出席停止 | 出席停止   | 出席停止   | 出席停止   | 登校可能 |     |

- ・1日のうちで、**発熱・解熱をともに認めた場合は発熱日とします。** ※解熱は 36.9℃以下
- ・発熱日が3日目までの場合、6日目より登校可能です。
- ・その後は解熱した日によって出席停止日が順次延長されていきます。

出席停止期間中は外出を控えてください。やむをえず外出する場合は必ずマスクを着用の上、なるべく人に接触しないようにしてください。

### ○出席停止期間の授業欠席について

出席停止期間の授業の欠席は公欠(欠席として取り扱わない)となります。

### ○欠席の報告について

欠席届と証明書で公欠(欠席として取り扱わない)期間の確認をします。治癒後に、教務グループにある「欠席届」と、医療機関署名の「感染症登校許可証明書」又は保健管理センター発行の「欠席証明書」を教務グループに提出してください。

**※教務グループにて手続きが行われないと公欠扱いにはなりません。**

必要時は各自、前もって各授業担当教官に電話やメールなどでインフルエンザに罹患した旨や、出席停止期間についてご連絡ください。

病院にてインフルエンザの診断を受けた際は保健管理センターまでご連絡ください。